



2013年2月6日

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン

## 「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例(案)」に対する意見について

ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン(以下、当社)は、喫煙者・非喫煙者双方の利益を調整した中で、心ならずも受動喫煙に曝される状況を極小化するための取り組みを支持しています。そういった取り組みの一環として、公共の場での屋内における喫煙を制限するための規制の必要性を認識している一方、喫煙者を締め出す、あるいは喫煙者に不利益を強要する結果となる規制は行き過ぎていると考えます。

当社は、この度の貴府による受動喫煙の防止に向けた取り組みの方向性については賛同いたします。

一方、今般示された「大阪府受動喫煙の防止等に関する条例(案)」(以下、条例案)の内容は、これまで4回に亘って開催された大阪府受動喫煙防止対策検討部会(以下、検討部会)における議論経過および検討部会が大阪府衛生対策審議会に答申した報告(以下、報告書)の内容が十分に反映されていない部分が散見されること、一部の関係者に対して過大な負担を強いるおそれがあること、ならびに既存の法律等との整合性に疑問があることなどから、更なる検討の余地があると考えます。以下に具体的なポイントを挙げ、当社の考え方を述べさせていただきます。

### 1. 検討部会における議論経過および報告書の条例案への反映について

当社は、以下の点について、検討部会における議論経過および報告書の内容・趣旨が、条例案に十分に反映されていない、あるいは条例案と整合性がとれていないと考えます。新たな規制の導入を検討するにあたっては、検討部会におけるこれまでの議論経過や報告書の内容が十分に尊重・反映されるべきと思料します。

- ・ 報告書では、第1分類に含まれる「公共交通機関(駅、車両内等)」について、「規制に関しては、別途詳細な検討を行う」とあるが、条例案では、「公共交通機関(車両以外)」を第1分類としつつ、別表の第1分類の「9. 公共交通機関を利用する旅客乗降、待合その他の用に供する施設」について「当面の間、全面禁煙を努力義務とする経過措置を設ける」とのみ記載されており、この間どのような検討が行われたのか明らかでない。
- ・ 報告書の第1分類に、「公共交通機関内の飲食店については飲食店の扱いに準ずること」と記載されているところ、条例案には何も明記されていない。
- ・ 報告書では第2分類の施設について「建物内全面禁煙又は分煙をガイドラインとして示す」とされていたところ、条例案では、「建物内全面禁煙を推進する施設」として分類され、分煙という選択肢が排除されている。

- ・ 検討部会においては何ら議論・取りまとめが行われていないと承知しているロードマップが条例案で示されている。
- ・ 報告書の「第2分類・第3分類について」に明記されている以下の点が条例案の中で一切、示されていない。
  - ・ 「予期しない受動喫煙を防止する方法として、店頭表示の推進を検討すること。」
  - ・ 「飲食店における対策では、事業者の経済影響への懸念に対する配慮が重要である。」

## 2. 関係者に対する過大な負担および既存の法律等との整合性

### (1) 関係者に対する過大な負担

条例案によれば、第1分類に社会福祉施設や運動施設などの民間施設が含まれているところ、これらの施設については、「敷地内全面禁煙を努力義務、建物内全面禁煙を法的義務とする」とされています。また、第2分類に属する施設については、飲食店や宿泊施設等そのほとんどが民間施設であるところ、条例案では「建物内全面禁煙を推進する施設」とし、さらに注意書きとして「子供の利用が多い施設、より公共性の高い施設について、全面禁煙の推進を図り、段階的に条例による義務化への検討を行う」とされています。その結果、民間事業者を含む施設管理者に一律に「敷地内全面禁煙の努力義務、建物内全面禁煙」または「建物内全面禁煙の推進」が求められる内容となっている反面、分煙対策が一切認められていません。

これら民間施設の中には、既に分煙設備が整備されている施設や、たばこ事業法の下で出張販売業者または特定小売販売業者として許可を受ける際に、施設内に喫煙場所を設けることが許可条件となっている施設などが含まれます。

また、既に国の分煙効果判定基準に沿って、事業者が分煙設備に投資した費用が無駄になる他、分煙設備の撤去や改装等の新たな投資が必要となるなどの経済的な不利益に加えて、喫煙設備の設置ができなくなる事によって、廃業を余儀なくされるたばこ小売販売業者が出てくる可能性が懸念されます。

### (2) 既存の法律等との整合性

条例案の「(2) 基本的な施策」の中で「分煙による受動喫煙防止効果は不確実なため、分煙の義務化は行わない」と、分煙による受動喫煙の防止対策が全面的に否定されています。一方、健康増進法第25条に関連して2010年2月25日付で出された厚生労働省健康局長通知の中で分煙効果判定基準を参考にした分煙対策に努める旨が示されていること、また喫煙室の設置に伴う助成金制度がすでに設けられていることなどから、分煙に受動喫煙防止対策としての一定の効果があることが国によって認められていると理解しておりますので、その意味において、分煙について条例案で示された考え方と国の捉え方に齟齬があるのではないかと考えます。

## 3. 屋外の受動喫煙対策について

条例案によれば、第1分類の施設には敷地内全面禁煙の努力義務が課せられ、またロードマップの中で第4分類の施設については、将来受動喫煙の防止策を義務づける事が示されています。この点

については、国が屋外での禁煙を求めている状況下において将来の規制の方向性を示すことは、施設管理者や喫煙者に過度な負担を強いるものと思料します。当社は、2010年2月25日付厚生労働省健康局長通知の考え方に沿って、子供の利用が想定される屋外の公共的な空間については、個々の施設管理者の裁量によって、個別の実態に即した受動喫煙防止のための配慮が行われるべきと考えます。

このように、貴府における受動喫煙の防止対策のあり方については、国の考え方、既存の法令、行政通達、事業者に与える経済的な影響および事業者による様々な自主的な取組みの可能性(喫煙・分煙設備の設置、時間帯分煙、利用者に事前に喫煙の可否を知らせるための店頭表示等)等を十分に考慮した上で、府民や事業者等の多様な意見を幅広く聴取し、今後さらに議論・検討していく必要があると考えます。

当社としましては、公共の場における受動喫煙問題に関する現状を十分に踏まえた上で、実効性のある現実的な規制内容について、多角的な検討が行われることを希望いたします。そのような観点から、受動喫煙防止にまつわる様々な課題についての現実的な解決に向けて、引き続きご協力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上